道路用地等の帰属及び寄附 に関する事務の解説

目 次

1.	道路用地の(1)新設道(2)道路後	
2.	協力金にで (1)土地協 (2)分筆手 (3)物件補 越谷市まち	力金 数料
3.		を払いについて・・・・・・・・・・・・72 を払いまでのフロー ヽ
4.	別紙 4 別紙 5 別紙 6	

1. 道路用地等の帰属及び寄附について

開発指導課で担当する道路用地等の帰属及び寄附の種類は次のものがあります。

- ・ 都市計画法第40条第2項による帰属
- 越谷市まちの整備に関する条例(以下「条例」という。)第34条による帰属
- 条例第33条による帰属
- ・ 条例第35条による寄附

(さいたま地方法務局越谷支局と協議のうえ、それぞれの登記原因になります。)

(1)新設道路等

・都市計画法第40条第2項による帰属 [様式 別紙1参照] 都市計画法による開発行為許可(法第29条第1項)に基づき設置された新設道路を市に帰属する場合。

登記原因は、「都市計画法第40条第2項による帰属」となります。

なお、公園、新設水路については、関係課と協議のうえ、開発指導課で帰属 を受けることがあります。

また、集会所、ごみ集積所は、関係課と協議のうえ、寄附していただくことがあります。

・条例第34条による帰属 [様式 別紙2参照] 都市計画法による開発行為許可が伴わず、条例第34条に基づき新設道路を 築造し市に帰属する場合。

登記原因は、「寄附」となります。

(2)道路後退用地

・条例第33条による帰属 [様式 別紙3参照] 条例第33条に基づき開発地に接する道路の後退用地を市に帰属する場合。 登記原因は、不動産登記法により関係法令に基づく帰属以外として、次のようになります。

- ① 土地協力金の交付対象のとき 登記原因は、「売買」となります。
- ② 土地協力金の交付対象外のとき 登記原因は、「寄附」となります。

・条例第35条による寄附

[様式 別紙4参照]

① 条例第35条に基づき私道の道路用地(持分を含む)又は私道の後退部分を市に寄附する場合。

登記原因は、「寄附」となります。

② 旧住宅地造成事業に関する法律(以下「旧宅法」という。)により造成された住宅団地**内の道路後退部分を市に寄附する場合。

登記原因は、「寄附」となります。

※旧宅法により造成された住宅団地

住宅団地のうち対象となるものは次の4ヶ所になります。詳細の地番等 については、その都度確認してください。

- ①大字平方字会 / 川 74 番地、99 番地、109 番地、115 番地 他
- ②大字平方字立野 1892 番地 他
- ③大字大道字中島 1819 番地、1820 番地、1836 番地 他
- ④大間野町三丁目 204 番地、208 番地、218 番地、227 番地 他

2. 協力金について

越谷市では、条例第33条の規定による開発地の後退等(以下「後退用地」という。)に対し、越谷市まちの整備に関する条例の協力金の交付等要綱に基づき、土地協力金、分筆手数料、物件補償料の協力金を交付します。

※ 土地所有者から「協力金交付申請書」を提出していただきます。

〔様式 別紙5参照〕

(1) 土地協力金

土地協力金とは、市に帰属した後退用地について交付する協力金です。

- ◇協力金交付要件(次のいずれにも該当すること)
 - ・土地分譲、分譲マンション、分譲住宅等の開発行為等でないこと
 - ・市道でかつ原道の後退であること
 - ・私道の後退でないこと
 - ・旧宅法による後退部分の寄付でないこと

◇協力金の額

帰属していただく土地の前年路線価(関東信越国税局財産評価基準書)等 の4分の1を基準として算出します。

(2) 分筆手数料

分筆手数料とは、市に帰属等した後退用地を分筆測量したことに要した費用 の一部として交付する協力金です。

なお、後退用地を過去に前所有者が分筆したものについては、交付対象となりません。

- ◇協力金交付要件(次のいずれにも該当すること)
 - ・土地分譲、分譲マンション、分譲住宅等の開発行為等でないこと
 - ・新たに分筆登記したとき(私道や旧宅法による寄附も含む)

◇協力金の額

分筆手数料については、土地分筆報酬額等を参考に次のとおりとします。

最初の1筆

183,000円

2筆目以降の加算額

14,000円

なお、1件の開発行為等で複数の筆にまたがる場合、対象となる筆数を合 算したものとします。

(3)物件補償料

物件補償料とは、市に帰属した後退用地に存する工作物及び立竹木等の撤去又は移設等について交付する協力金です。

◇協力金交付要件(次のいずれにも該当すること)

- ・土地分譲、分譲マンション、分譲住宅等の開発行為等でないこと
- ・市道でかつ原道の後退であること
- ・私道の後退でないこと
- ・旧宅法による後退部分の寄付でないこと

◇協力金の額

物件補償料については、関東地区用地対策連絡協議会発行「損失補償算定標準書」、埼玉県発行「損失補償標準表」及び専門業者の見積り等に基づき算定します。

◇現地調査

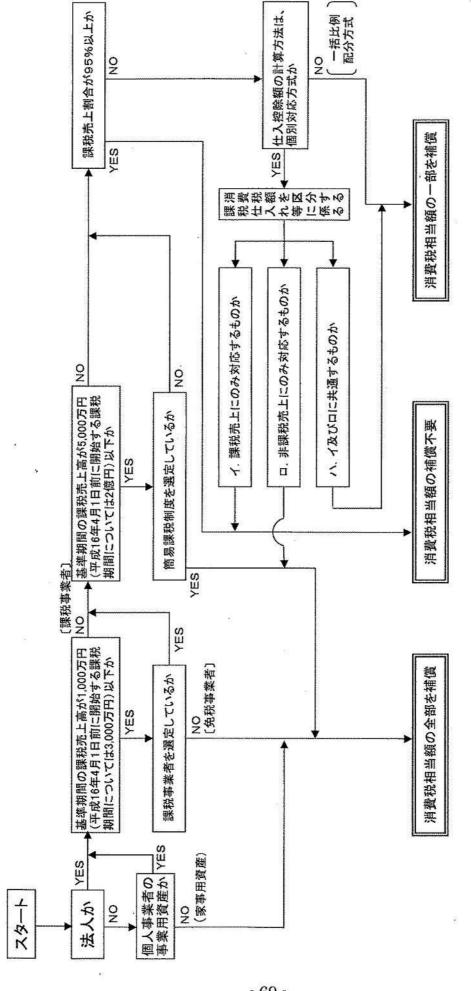
所有者から「工作物等調査申請書」(別紙6)を提出していただき、市の担当者が現地調査を行います。

- (I)「工作物」とは、建築物以外の人工的に作った物のことでブロック塀、 フェンス、門扉等があります。
 - ・工作物を撤去する際に出る廃材運搬費、処分するための処分費も補 償対象とします。
 - ・上水道の施設については、本管から上水道の施設までの配管は補償 対象とはなりません。
 - ・コンクリート叩きについては、道路の整備状況等により所有者及び 関係課と協議のうえ決定します。
- (Ⅱ)「立竹木」とは、樹木・竹木をいい、草花(草本・花卉類)は含みません。
 - ・原則として幹が後退用地にある場合のみを補償対象とします。 ただし、枝等が後退用地上にはみ出してしまい、通行の安全上支障 がある場合については、補償対象とすることがあります。
 - ・鉢植えは、補償対象とはなりません。

※法人の物件補償における消費税の取扱いについて

法人に物件補償がある場合には、別紙フロー(消費税相当額の補償について)に基づき消費税相当額の加算の要否を判断しますので、必ず消費税等確定申告書等を提出していただきます。提出されないときは、消費税相当額は加算しませんのでご注意ください。

消費税相当額の補償について



適正に損失の ※消費税等相当額とは、消費税及び地方消費税相当額をいう ※上記フローは、消費税等相当額補償の要否判定の目安であるため、収集資料等により補償の要否を個別に調査・判断の上、 補償等を算定するものとする。

(目的)

- 第1条 市は、越谷市まちの整備に関する条例(平成14年条例第51号。以下「条例」という。)第33条の規定による開発地の後退及び市長が認める開発地の 後退(以下これらを「後退用地」という。)に対し協力金を交付するものとする。 (指導方針)
- 第2条 開発者等は、速やかに後退用地を確定し、境界杭の設置及びその部分を分 筆するものとする。
- 2 開発者等は、後退用地に既存の工作物及び立竹木(以下「工作物等」という。) がある場合は、開発行為等の工事に先立ち工作物等の撤去等を行うものとする。
- 3 開発者等は、市と後退用地及び工作物等に係る協力金に関する契約を締結するものとする。

(協力金の種類)

- 第3条 協力金の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 土地協力金 市に帰属した後退用地について交付する協力金。
 - (2) 分筆手数料 市に帰属等した後退用地に係る分筆について交付する協力 金。
 - (3) 物件補償料 市に帰属した後退用地に存する工作物等について交付する 協力金。

(協力金の交付対象)

第4条 協力金は、開発者等が後退用地を市に帰属等した場合に、当該開発者等に 交付するものとする。ただし、土地分譲、分譲マンション、分譲住宅等の開発行 為等は、協力金を開発者等に交付しないものとする。

(協力金の額)

- 第5条 協力金の額は、次のとおりとする。
 - (1) 土地協力金 宅地の前年路線価(関東信越国税局財産評価基準書)等の 4分の1を基準とする。
 - (2) 分筆手数料 年度毎に別に定める。
 - (3) 物件補償料 関東地区用地対策連絡協議会発行「損失補償算定標準書」 及び埼玉県発行「損失補償標準表」により算定するものとする。ただし、 これによりがたい場合は、専門業者の算定資料によるものとする。

(協力金の交付申請)

第6条 協力金の交付を受けようとする開発者等は、市長に対し交付の申請を行うものとする。

(協力金の返還)

第7条 市長は、協力金の交付を受けた開発者等が、虚偽の申請その他不正な手段 により協力金の交付を受けたことが判明した場合は、協力金の返還を命ずるもの とする。

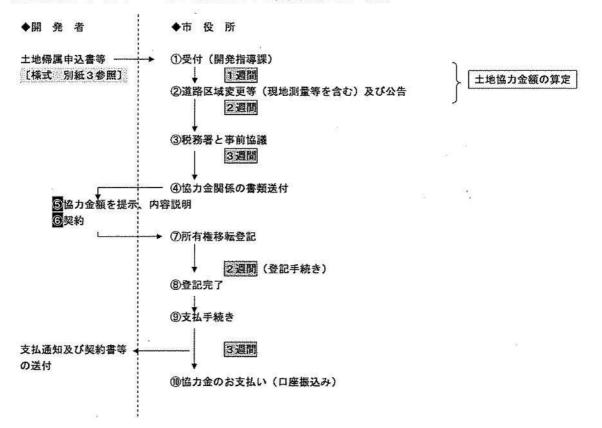
(その他)

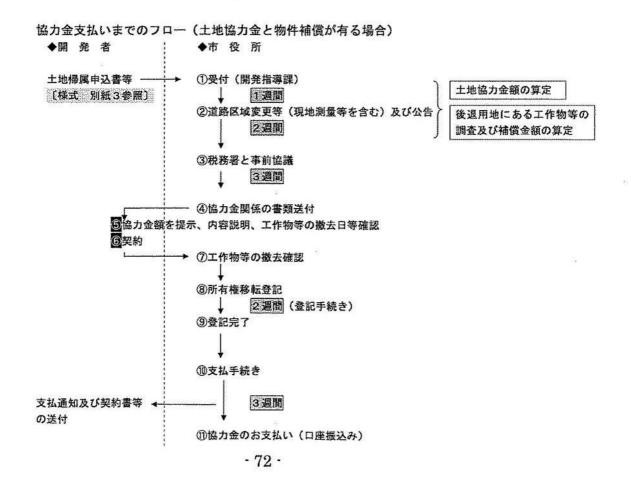
第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

協力金支払いまでのフロー(土地協力金のみで物件補償が無い場合)





委任払いについて

(売買等により土地所有者と振込先の口座名が違う場合)

土地の売買等により、申請時の土地所有者と土地協力金等の振込先の口座名(新たな土地所有者となる方など)が異なる場合、次の必要書類を提出していただくことにより、委任先の口座にお支払することができます。

◇必要書類

- ①帰属申込書一式 すべて申請時の土地所有者名で記入してください。 【別紙3・別紙5・別紙6 (工作物等がある場合)・別紙7】
- ②委任状 振込先は、委任される者の口座となります。 印鑑は、土地所有者の実印です。
- ③売買契約書(写) 所有者と委任された方との関係がわかるようにする ために必要です(土地を売買したとき)。

そのため、関係が明確でない第三者への振込みはできません。

また、差し押さえ等の売買以外のときは、関係及び理由等がわかるもの(土地の登記事項証明書等)が必要となります。

※委任払いについては、契約依頼の準備ができましたら、次の書類を代理人に渡しますので、代理人から土地所有者と委任された方に渡していただきます。

お渡しする書類

- ・ 道路用地の帰属に伴う契約手続きについて (ご依頼)
- ・土地等協力金の支払い額について(お知らせ)

委 任 状



私が、越谷市まちの整備に関する条例に基づく道路後退により、越谷市から

受け国	取るべき金額の受領に関する権限を、		協力
住	所		金を
氏	名	_ に委任しましたので、下記の口座に)	協力金を受ける方
お支持	払いいただきたく届けます。		
		記	
振込	ŧ		
	銀行・金庫・農協		協力
	普通・当座 口座番号		金を受
	フリガナ _ 口座名義		協力金を受ける方
	_ 日注:/ 日栽		J
	年 月 日		沯
越	谷市長 宛		記事
	住 所		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	氏 名		登記事項証明書での所有者
		、 •••	· 所有
	※押印欄はすべて実印でお願いしま	すの実印	者

土地所有者或いは代理人が記入する

崇 兩

中間日を忘れずに

N

別紙

OO # CO BO E

保

越谷市長

思

越谷市長

超谷市超+谷8-1-1 版 生

中智者

超谷一郎

40

民

(Fig

土地所有奈又は代理人が犯入する

都市計画法第40条に基ムへ祭設道路等の帰属申し込みについた

恕 捌 今後、私こと 語えて申し込みします。

用地を無償にて帰属したく、国保集額を

얾

土地の表示

越+谷八丁目1番8 旧 199 田 越谷市 標 Ш 쪥 -20

申請審、案内図、公园写、湖量図 ※添付書類

: 各3部

士地の登記事項証明書、印鑑証明書、 登記承諾書兼登記原因証明情報、他

: 各1部

申請日を忘れずに

SO 400 HOD B

經谷市越+谷8-1-1 那 世 學話曲

第一条 製 安

出

爾

まちの整備に脳上る条例に補ふく施設道路等の陰既中し込みにしてた

撫 今般、私こと て申し込みします

總

用地を無償にて帰属したく、関係影類を添え

胡

土地の表示

越谷市 **越午谷八丁目1番8**

B Œ1 뛲 199 坎

N

※称件権撤

申諸者、案内図、公図写、測量図

士是の発記事項証明書、印鑑証明書、 発記承諾書兼登記原因証明情報、他

: 各1部

: 43部

00 # 00 # 00 H このことについて、すちの職器に出する保安体33条例2座に据るへ応属として、必能 申請日を忘れずに (964) 2111 超谷市超ヶ谷8-1-1 数 | 35.4°F 47.0° 部 四 四 rs) = 陆 φP 20 2117.4 Ħ 出 康 뮟 40 挥 E 祖明 22 以痛を添えて申し込みます。 扫 田 王沙草 別紙3

3、近代再報 土地の建設中海面積度、美術技術院和原施院開始的情報、母院回帰等 参り前の (多)、自由の (多)、自由の (多)にあたばれる (2)に多りに表して多りは

-76-

路等市・開発業 E · 副數区級 TII. E 学習に与なく世界別) 分・はねかえり (ILISPA 市贸化区域 äł 揺 が出 NO. 五四 华 (日 銀行を指に行る指数 民语智等而協盟 91 通路班號後期 因免除學過 S 羅旺學問尊但鄰廷 E 李前松温 MD. (F m)・十名語り辺及(ы 月分年(**公容犯人・トス人力・骨順益型** 11 a × 報金 3 进 ďζ E; NO. 라 长 바 9 中亚 不完 祖田 がだ 前・米 4 分位开政将 有·油 30年間前4 4·10 土地區力会 8 四 全 区 分 祖 部 新 语 中西路市参与 St. 我就就放放 版品 (別級用的(明治) 外 ii. 選続

※講道所得等の課題の特別を受けるため、超谷院務署と事前協議等を行う場合は、手続きに3ヶ月程度の閲覧を要します

別職4

(京)

00 # 00 # 00

中語日を忘れずに

0° 70

排 况 田 岩 体 岩 田 以 搏

このことについて、まちの故信に関する条の係さる条に用るく後近とした、必要お買令祭えて申し込みませ、

紀入する土地所有者或いは代理人が

, y

1. 道路用地の表示

就谷正越李鈞A丁目1原5、1春6、1卷7 地 日 雑羅她 田、田 地 稅 185㎡ 92㎡ 15㎡ ㎡

氏 名 蘇鈴獅賽奉養所 運給先 909-0000

2. 代祖人

 第件轉換 土地の建設等項或提出、集的未結構兼效的原因詳透信款、 的維持的轉

各11部

紫内园、公园(年)、碧品园

体制格等保持事業を登りを国民の事件を、佐佐国野会等 今長にあじてを 1 部

報報		mark	被被
田 総 総 田	平成 年 月	D TERESTA	华成 年 月
*	市价化区域。调整区域	後述用地に係る電性	有 (編集期~40日1672年) 類 単 月
預 席 分	自己用 ・ 非自己用 申	等的數據 ND.	取付減路 · 鬼先前近站
類長目的(用金)	(A)	名 諸葛鳴舞 予数	· 賈(島谷市 · 開発者
新 器 語	中心(m)· +345	すみ切り辺長 (m)・為	A . 12425 4 9 (m)
你多手弟	有·施 中	Я (160	
	公配記ス・トス入力	明	平线 年 月
ę	台斯學班	思想怎体或我	年 日 日 B B B B B B B B B B B B B B B B B

申請日を忘れずに

ш 00#00 #00

個

転

佐賀

超谷市超ヶ谷8-1-1 植谷一群 048) 964 - 2717 138 店 40 民

100

輡

婿 # * 18 -01 R 雄

このことについて、総谷市まちの緊痛に関する条項に関わる、下記のとおり強力会 の空付を申請します。なお、協力金の交付後において、協力金の交付対象外となった 場合は、当該協力金を返避いたします。

띮

1. 道路用地の東赤

经谷市 超水给ATB1番5、1番6、1番7

185M. 92M. 15M 2 賀等施, 田, 田

2. 協力会の確擬

(1)土地協力金

(2) 分 裕 平 数 枠 (共名地分の場合は、収録者名:

(3) 若存庸確定

短無 6

振

越谷市吳

00 € 00 B 00 B

申請日を囚れずに

/ 経谷市組ヶ谷8-1-1 年 好 설명 # 號 뀨

哥

世

(964) 2111

#2 (80 = 掛 E 排 段 些 H 最谷形まちの整備に関する条例に関づき、後週用地として落蹊した土地の八台管等の 補償額を開発されたく、中間します。

岩

1. 道路用地の表示

生地所有者又は代職人が記入

総谷市 越土総A工品1番5、1番6、1番7

地 指 185㎡, 92㎡, 15㎡ 親毒於, 用, 用 田安

連絡先 开命 2. 代理人 3. 茶付客類 案内図、公図(等)、配體図、創量図

各1部

4. 申期工作物の設置年月

・現地技巧に配置回には、後途後の官民境界を労儀にしてください。 5. その位

・この中請等提出後、関連する土地の所有権等に変更があったとき は、協力金の交付ができない場合があります。

築 開射指導器使用

Œ; 旪 村田 ш 种 **市道認定番号** 事前協議器号 HI. 视 拼 誤

別能与

日付は入れないででださい。 9 住所 超俗市越小谷器-1-1 (4) E 祖子号司 題。 496 齨 夢 型 12 原有器 出 41 000000 长 各年祖位於 智 いんず イトロウ 分化平股科 土地協力食 和別及び各称 話状金額 口座番号 30 100 下記の会領を結束します。 超谷 世界・無限 別紙 7 張 フリガナ 口面名類 路路介表 城远光

※ 非空産式、十人と状空も差異とします。

15 177

母在四

注)因将市まらの股偏に関する条例による協力免の交付対象外に変更された場合は、支払 1、宣教外上位ります。

00 別無

必要書類 道路用地帰属又は寄附申込み

必ず必要な書類

周月	型1	河	州 一		2枚	2枚	2枚
【開発指導課に用紙あり】	(最新のものコピー可)	【開発指導課に用紙あり】		(帰職又は貯除する土地を赤く後る)	しでも可能ですが、全部が写っているもの	帰属又は帝附する土地を赤く塗る)	
申込書	5項証明書	CAS.	(0)	野サる土	能ですが、	引がする土	三田む)
道路用地帰屬(又は密附)申込書	土地(後退用地)の登記事項証明	害兼登記原因証明情報	3ヶ月以内の	(治職又は治	写しでも可	(帰職又は形	(現地を丸で囲む)
通應	退用地	登記周	***	M		M	図
温地	(策	集集	証明	図		丰丰	图
器用	十二	来課	四額	4		燕	144

必要になることもある書類

が起入する土地所有貴ないは代理人

[開発指導課に用紙あり] 必要に応じて 帰属の申込みで、協力金の交付対象となるとき 1 # (-(一人につき1枚です。 協力金交付申請書

必要に応じて 土地の登記事項証明書の住所及び印鑑証明書等の住所が一致しないとき それぞれの住所が臨連付けられる書類(住民票など)

帰属又は密附の申込者が法人のとき

※印路証明書口会社法人等書号の記載がある法人の場合、不要ます。 印窓証明書に会社法人等を号の記載がない立人の場合、必要です。 (一ヶ月以内のもの) 資格証明書 (法人の登記簿抄本)

必要に応じて

口 所有権以外の権利者がいるとき

①抵当権・仮登記等の承諾事業登記原因証明情報(開発指導製=用紙を以)

②印鑑証明書

③資格証明書 (法人[所有権以外の権利者]の登記簿抄本) 必要に応じて1通

※印鑑証明某に会社法人等者号の記載がある法人の場合、小安です。 印鑑証明書に会社法人等番号の記載がない法人の場合、必要です。

必要な書類の口にしてチェックを入れて、窓口で説明 するときに利用してください。 ×